

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務における特定個人情報事務ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年9月12日

項目一覧

基本情報
特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
リスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添2) 変更箇所

基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
事務の内容	庁内で管理する住登外者(住民記録システム以外の標準準拠システムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。)を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番・管理する事務を行う。
対象人数	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
システムの名称	住登外宛名管理システム
システムの機能	庁内で管理する住登外者(住民記録システム以外の標準準拠システムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。)を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番・管理する
他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
システムの名称	団体内統合宛名システム
システムの機能	・評価実施機関における住民(住民登録外者含む)の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)の管理 ・各システムの宛名番号から団体内統合宛名番号を管理 ・符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信 ・中間サーバーとのデータ連携
他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバ)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名情報ファイル	
4. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 35の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施しない] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
部署	企画経営室ICT推進担当
所属長の役職名	ICT推進担当課長
7. 他の評価実施機関	

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	住登外者
その必要性	住登外者の正確な管理を目的としている。
記録される項目	[10項目以上50項目未満] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	デジタル庁が定める標準仕様書に準拠している。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	2025/9/16
事務担当部署	企画経営室ICT推進担当

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
使用目的		住登外者の正確な管理
使用の主体	使用部署	国保年金課、税務課、生活福祉課、障害者福祉課、子育て支援課、子ども施設課、高齢者福祉課、介護保険課、学務課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		住登外者の正確な管理を目的としている。異動情報管理を行う。
情報の突合		
使用開始日		令和7年9月16日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		住登外者管理システムの保守
委託内容		住登外者管理システムの保守
委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	再委託の有無	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ 8 ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	墨田区教育委員会 学務課	
法令上の根拠	・番号法第19条第11項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則	
提供先における用途	移転先業務に関する事務で条例で定めるもの	
提供する情報	住登外者宛名情報	
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外者宛名情報	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐ その他（	
時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1	国保年金課	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則	
移転先における用途	移転先業務に関する事務で条例で定めるもの	
移転する情報	住登外者宛名情報	
移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
移転する情報の対象となる本人の範囲	墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則のとおり	
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐ その他（	
時期・頻度	照会を受けた都度	

移転先2～5	
移転先2	税務課
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則
移転先における用途	移転先業務に関する事務で条例で定めるもの
移転する情報	住登外者宛名情報
移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則のとおり
移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
移転先3	生活福祉課
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則
移転先における用途	移転先業務に関する事務で条例で定めるもの
移転する情報	住登外者宛名情報
移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則のとおり
移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
移転先4	介護保険課
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則
移転先における用途	移転先業務に関する事務で条例で定めるもの
移転する情報	住登外者宛名情報
	< 選択肢 >

移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる 本人の範囲	墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則のとおり
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
移転先5	高齢者福祉課
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則
移転先における用途	移転先業務に関する事務で条例で定めるもの
移転する情報	住登外者宛名情報
移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる 本人の範囲	墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則のとおり
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
移転先6～10	
移転先6	障害者福祉課
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則
移転先における用途	移転先業務に関する事務で条例で定めるもの
移転する情報	住登外者宛名情報
移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる 本人の範囲	墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則のとおり
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙

	[] フラッシュメモリ [] その他
時期・頻度	照会を受けた都度
移転先7	子ども施設課
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則
移転先における用途	移転先業務に関する事務で条例で定めるもの
移転する情報	住登外者宛名情報
移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則のとおり
移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
移転先8	子育て支援課
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則
移転先における用途	移転先業務に関する事務で条例で定めるもの
移転する情報	住登外者宛名情報
移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則のとおり
移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

ガバメントクラウドにおける措置

サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

市区町村コード
宛名番号
履歴番号
最新フラグ
個人番号
氏名
氏_日本人
名_日本人
氏名_外国人ローマ字
氏名_外国人漢字
氏名_振り仮名(フリガナ)
氏_日本人_振り仮名
名_日本人_振り仮名
通称
通称_フリガナ
通称_フリガナ確認状況
性別
生年月日
生年月日_不詳フラグ
生年月日_不詳表記
住所_市区町村コード
住所_町字コード
指定都市_行政区等コード
住所_都道府県
住所_市区郡町村名
住所_町字
住所_番地号表記
住所_方書
住所_方書_フリガナ
住所_郵便番号
住所_国名コード
住所_国名等
住所_国外住所
業務ID
独自施策システム等ID
名寄せ元フラグ
名寄せ先宛名番号
他業務参照不可フラグ
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

リスク対策 (7. を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	職員ごとに権限設定を行い、職員の事務処理に必要な情報のみ参照できるよう制御している
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	職員ごとに権限設定を行い、職員の事務処理に必要な情報のみ参照できるよう制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] < 選択肢 > 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。またIDの発効及び失効は、業務主管課からの申請に基づき、管理担当課が行い、一元管理する。 ・職員一人一人が静脈認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・アクセス権限については、管理担当課が個人別に管理する。 ・IDとともにシステム内での特定個人情報の更新、参照、発行の記録をログとして保管する
その他の措置の内容	・特定個人情報の管理のための研修の受講。 ・端末操作を一定時間行わない場合は、スクリーンセーバーを表示させるとともに、システムを自動的にログオフさせる。 ・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] < 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	機密保持契約として以下のことを定めている。 ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持 ・再委託承諾のない再委託の禁止 ・個人情報の第三者への提供の禁止 ・個人情報の委託目的以外の使用の禁止 ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・調査及び検査に応じる義務 ・事故発生時の報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	同一機関内における特定個人情報の移転は墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例において決められた範囲内に限定している		
その他の措置の内容	事務担当者への教育の実施、システムの利用権限の制限を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6．情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7．特定個人情報の保管・消去			
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていけない	
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 1) 特に力を入れて行っている ☐ 2) 十分に行っている ☐ 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・特定個人情報の安全管理措置研修の実施、未受講者へのフォロー実施 ・係研修テキストによる転入・新任職員への研修の実施
10. その他のリスク対策	

開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区民部国保年金課、税務課 墨田区福祉部生活福祉課、障害者福祉課、介護保険課、高齢者福祉課 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課、子ども施設課、学務課 03 - 5608-1111
請求方法	指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
法令による特別の手続	-
個人情報ファイル簿への不記載等	-

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	墨田区企画経営室ICT推進担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6226
対応方法	問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	令和7年7月24日
しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
方法	
実施日・期間	
主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
実施日	
方法	
結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]